

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2017/7/28号 (No. 257)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 2016年版国民経済計算体系、知的財産権製品を取り込む(国家知識産権網 2017年7月19日)
2. 公安部経偵局「通達」、知的財産権侵害摘発活動を推進(国家知識産権網 2017年7月18日)
3. 習近平氏、良好なビジネス環境作りに知的財産権保護が重要(国家知識産権網 2017年7月18日)

○ 地方政府の動き

1. 北京市工商局、商標ブランド戦略徹底の新施策を打ち出す(中国保護知識産権網 2017年7月20日)
2. 河南で権利侵害摘発の共同法執行活動シンポジウムを開催(中国打撃侵權工作網 2017年7月17日)
3. 江西知識産権局と平安財産保険、戦略的協力協定を締結(国家知識産権網 2017年7月18日)
4. 山東省、専利代理機構発展を促進、「暫定意見」を発布(国家知識産権網 2017年7月18日)

○ 司法関連の動き

1. 最高検、上半期に知的財産権侵害事件10件を公開督促(国家知識産権戦略網 2017年7月18日)

○ 統計関連

1. 「一帯一路」沿線国での専利出願は2174件、17.8%増(中国打撃侵權工作網 2017年7月19日)
2. 広東省、上半期の商標国際出願が428件、全国最多(工商総局公式サイト 2017年7月20日)

○ その他知財関連

1. 商標審判と行政訴訟業務に関するシンポジウムが北京で開催(工商総局公式サイト 2017年7月17日)
2. 中国インターネット著作権産業連盟が設立(中国打撃侵權工作網 2017年7月17日)

=====

●ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 2016年版国民経済計算体系、知的財産権製品を取り込む★★★

国家統計局はこのほど記者会見を行い、国務院がこのほど認可した「中国国民経済計算体系(2016年)」について説明を行った。2016年版「計算体系」は、2002年版計算体系を基礎に、基本枠組み、基本概念・計算範囲、基本分類、基本計算指標、基本計算方法といった5つの面で改正が行われた。

経済が発展する中で浮上した新課題や国連などの国際組織による「2008年版国民勘定体系」(2008 SNA)に基いて、2016年版「計算体系」は「知的財産権製品」という概念を新規追加し、知的財産権製品などを非金融資産の計算範囲に取り込むなど、基本概念と計算範囲を拡大した。また、「資本形成総額」指標が改訂され、研究開発、娯楽文学芸術品原品などの知的財産権製品を含むようになっている。

(出典：国家知識産権網 2017年7月19日)

★★★2. 公安部経偵局「通達」、知的財産権侵害摘発活動を推進★★★

公安部経偵局はこのほど「2017年度知的財産権侵害模倣品摘発活動の推進に関する通達」を出し、各公安機関の経済犯罪偵察担当部署（経偵局）、模倣品摘発担当部署に対し、知的財産権侵害と模倣品の製造販売に関わった犯罪を引き続き厳重に取り締まるよう要求した。

「通達」には、▽高圧態勢を常に維持し、知的財産権刑事保護を徹底し、特にインターネット分野の知的財産権侵害・模倣品関連犯罪の摘発に重点を置く▽情報データの分析、活用を強化し、知的財産権犯罪を監視、予測するシステムの開発を奨励する▽法執行に関する国際協力を強化する▽専門化された活動基盤を強化し、行政当局との提携体制の改善に努める▽模倣品摘発に関する社会全体の雰囲気醸成し、普及啓発活動に取り組む——などの内容が盛り込まれている。

このほか、各活動計画の着実な推進をねらい、公安部経偵局は、各地方政府による法執行活動の成果を参考にして関連部署の業績を評価する方針を明確にした。

（出典：国家知識産権網 2017年7月18日）

### ★★★3. 習近平氏、良好なビジネス環境作りに知的財産権保護が重要★★★

7月17日、中央財經指導グループ長を務める習近平総書記が招集した同指導グループ第16回会合で、投資・市場環境の改善、対外開放の拡大などの課題が検討された。習近平氏は演説の中で、投資・市場環境の改善、対外開放の歩調加速、企業運営コストの低減に取り組み、安定的で公平、透明な、予測可能なビジネス環境を構築し、開放型経済の新体制の整備を急ぎ、中国経済の持続的で健全な発展を推し進めていくことを強調した。

習近平氏はまた、財産権保護、特に知的財産権保護は良好なビジネス環境を構築する上での重要な面であると指摘した。さらに、「知的財産権関連の法律、法規を整備し、知的財産権審査の質、効率を向上させ、新興分野の知的財産権保護制度の整備を急ぎ、知的財産権侵害行為への懲罰を強化しなければならない」と要求した。

（出典：国家知識産権網 2017年7月18日）

## ○ 地方政府の動き

### ★★★1. 北京市工商局、商標ブランド戦略徹底の新施策を打ち出す★★★

北京市企業の自主的イノベーション能力の向上を促進し、首都である北京のブランドの自主化、集積化、国際化を推進するために、北京市工商局がこのほど、「首都商標ブランド戦略の徹底推進に関する若干意見」を發布した。

「指導意見」は、商標ブランド育成に関する指導、サービスの強化、商標ブランド運用の監視管理、保護推進に関する15の施策を打ち出した。企業による商標の登録、運用、保護、管理能力の全面的な向上などを図る。

北京市の有効登録商標は100万7000件、マドリッド協定議定書による国際登録件数は1442件、いずれも各直轄市の中で最も多い。企業などの市場主体1万社の商標保有件数は4591件、全国トップとなっている。

（出典：中国保護知識産権網 2017年7月20日）

### ★★★2. 河南で権利侵害摘発の共同法執行活動シンポジウムを開催★★★

7月11日、河南省知的財産権侵害模倣品摘発活動指導グループ弁公室が今年上半期の地域・部門を跨ぐ共同法執行活動に関するシンポジウムを開催した。

会議において、各加盟機関が上半期の活動状況を報告した。また、「シルクロード経済ベルト」沿線9省・直轄市の地域・部門を跨ぐ法執行活動体制の構築を検討し、下半期の重点活動を明確にした。

グループ弁公室主任を務める省商務庁の李若鵬副庁長は、下半期の活動について、河南省の2017年度「知的財産権侵害・模倣品摘発活動の任務と職務分担案」の要求に基づいて、重点分野の監視管理

強化、「シルクロード経済ベルト」沿線地域法執行協力の促進、行政法執行と刑事司法との連携強化、普及啓発・育成訓練活動の推進などに取り組むよう求めた。

(出典：中国打撃侵権工作網 2017年7月17日)

### ★★★3. 江西知識産権局と平安財産保険、戦略的協力協定を締結★★★

7月14日、江西省知識産権局と中国平安財産保険会社江西支社が知的財産権保険に関する戦略的協力協定を締結した。金融資源と知的財産権との結合促進が狙いである。省知識産権局の謝金水局長と平安保険会社の責任者が締結式に出席した。

謝局長は、江西省の専利（特許、実用新案、意匠）出願、登録件数の大幅増と専利代理機構の成長に伴い、専利出願費用補償保険などの保険商品に対する需要が高まっているとの認識を示し、知的財産権保険を生かして、知的財産権の価値と企業のイノベーション能力の向上、公平な競争の促進に繋がりたいと話した。

協力協定によると、平安財産保険は江西省で専利出願費用補償保険などの商品を正式に発売する。専利出願の品質改善、代理機構の業務レベル向上などが期待される。

(出典：国家知識産権網 2017年7月18日)

### ★★★4. 山東省、専利代理機構発展を促進、「暫定意見」を発布★★★

山東省知識産権局はこのほど、「全省の専利代理機構によるサービス革新発展の奨励に関する暫定意見」を発布した。昨年施行された「山東省知的財産権サービス業モデル転換グレードアップ実施方案」に次ぐ、知的財産権サービス能力を図るもう一つの重要な施策である。

「暫定意見」は、山東省の専利代理機構の革新、発展を奨励する方針や、専利代理機構を対象とした支援策の適用範囲、支援金額、評定基準などを明確にし、専利代理機構と代理人（弁理士）に対する研修訓練、監督管理の強化を強調した。また、専利代理機構によるサービス分野の拡大、業界協会による業界自律の促進などに関する内容が盛り込まれている。

9月1日より施行され、有効期間は2019年8月31日まで。専利代理サービスの品質向上、専利代理サービス業のモデル転換、グレードアップの促進に重要な意義があるとみられる。

(出典：国家知識産権網 2017年7月18日)

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 最高検、上半期に知的財産権侵害事件10件を公開督促★★★

7月12日、最高人民検察院（最高検）が開催した大検察官研修クラス第2回全体会議の席上で、曹建明検察長は、各検察機関が「新発展」という理念を徹底し、大局へのサービスを念頭に置いて経済の安定的で健全な発展を強力に支援したと、今年の検察活動を評価した。

曹検察長によると、財産権保護制度の改善と保護に関する中国共産党中央と国務院の意見に基づいて、検察機関は22条の実施意見を作成し、財産権司法保護メカニズムの整備に取り組んできた。最高検は、財産権に関わった刑事訴訟と国家賠償事件13件について公開督促（事件の内容を一般公開し、期限内に処理を終了するよう督促する）を行い、各省級検察院は48件について公開督促を行った。また、最高検は2016年度の検察機関による知的財産権保護10大事例を公表し、知的財産権侵害に関わった犯罪事件10件について公開督促を行った。

(出典：国家知識産権戦略網 2017年7月18日)

## ○ 統計関連

### ★★★1. 「一帯一路」沿線国での専利出願は2174件、17.8%増★★★

今年1～6月、中国の権利者による「一帯一路」沿線国での専利（特許、実用新案、意匠）出願公開件数は2174件で、前年同期より17.8%増加した。7月20日、国家知識産権局が開催した記者発表会で、胡文輝報道官が発表した上半期の主要活動統計データでわかった。

国家知識産権局は今年上半期、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願2万1600件を受理した。前年同期に比べて16%増加した。この中の2万件は国内権利者によるもので、同15.3%増加。外国権利者が提出したものは同26%増の1600件。地域別に見れば、広東省が1万1900件で1位を占め、北京、江蘇、上海、山東、浙江の5省・直轄市もそれぞれ500件を超えている。

中国の権利者による「一帯一路」沿線国での専利出願公開件数は2174件で、前年同期より17.8%増加した。出願先国は17国で、インドでの公開件数は1028件で最も多く、2位～5位はそれぞれロシアが631件、シンガポールが180件、ベトナムが108件、ポーランドが55件となっている。「一帯一路」沿線国の中国での専利出願は同23.2%増の2038件であった。

（出典：中国打撃侵権工作網 2017年7月19日）

### ★★★2. 広東省、上半期の商標国際出願が428件、全国最多★★★

広東省工商局は商標登録手続きの簡素化改革に取り組み、目覚ましい成果を遂げている。昨年のマドリッド協定議定書による国際出願が初めて全国最多となったのに続き、今年上半期は428件（一出願多区分）でトップの座を維持した。

昨年12月、広東省工商局は工商総局の認可を経て、商標審査協力（広州）センター、商標局広州事務所、深セン市横琴新区工商局・商標登録受付窓口をそれぞれ設立した。これにより、広東省の企業、社会団体、個人による商標出願手続きは大幅に簡素化された。今年第1四半期、広東省の商標出願は15万8019件に達し、前年同期に比べて22.9%増加した。登録件数は同33.4%増の11万5881件、累計有効登録件数は同23.8%増の214万9415件。いずれも全国最多であった。

省工商局責任者によると、同局は今後、商標登録手続き簡素化改革を引き続き推進し、商標ブランド戦略を徹底し、広東省のイノベーションによる発展駆動戦略を全力で後押しする方針である。

（出典：工商総局公式サイト 2017年7月20日）

## ○ その他知財関連

### ★★★1. 商標審判と行政訴訟業務に関するシンポジウムが北京で開催★★★

7月14日、国家工商行政管理総局商標評審委員会と最高人民法院知的財産権法廷が北京で、商標の審判と行政訴訟業務に関するシンポジウムを共催した。商標評審委員会、最高人民法院、北京市高級法院、北京知識産権法院の代表約120名が出席し、商標類似判断、先行権利など商標権の付与、確定に関する主要課題をめぐって交流を行った。

権利者の合法的権益の保護強化と公平で誠実な商標登録環境の整備を狙い、商標評審委員会は司法機関との意思疎通を絶えず深めている。最高人民法院とは毎年、審判と行政訴訟に関するシンポジウムを共催している。

今回シンポジウムにおいて、商標評審委員会の代表は昨年の商標審判事件に関する審理、訴訟の状況を説明し、裁判所代表は昨年の商標権付与、確定関連事件の審理状況、特徴を説明した。参会者らは、今後の商標審判、司法業務において検討を強化し、適時に意見交換を行うことで合意した。

（出典：工商総局公式サイト 2017年7月17日）

### ★★★2. 中国インターネット著作権産業連盟が設立★★★

7月13日、2017中国インターネット大会の開催期間中に催された第2回中国インターネット紛争解決メカニズム・サミットにおいて、企業18社が共同で発起した中国インターネット著作権産業連盟が発足した。

中国のインターネットコンテンツ産業の発展に伴い、著作権侵害や海賊版、不正競争が多発し、課題となっている。中国インターネット協会傘下のネットワーク著作権活動委員会、調停センターと中関村社会組織連合会が共催した第2回中国インターネット紛争解決メカニズム・サミットは、ビッグデータ環境下の著作権とデータ情報の保護に焦点を合わせた。サミットにおいて、新浪、テンセント、搜狐、優酷、土豆、CIBN、鳳凰網を含むインターネット企業18社は、中国インターネット著作権産業連盟を共同で設立し、業界自律規範を発表した。

迅速な紛争調停、対応を狙い、同連盟は紛争調停委員会を設置した。また、インターネット上の著作権侵害などの違法行為について、加盟企業は共同で対策を講じて権利保護に取り組むとともに、必要な時には権利侵害者ブラックリストを共同で発表することとしている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2017年7月17日)

---

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で、新たなEメールアドレスをご登録ください。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

---

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved